

令和元年 12月 27日

修正対象物品の令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の発効に伴い、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 1 日以降の令和元年度（平成 31 年度）における修正対象物品の各輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪 E P A）

項	概 要	国・地 域	輸入基準数量
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	138,300 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	203,300 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（C P T P P （T P P 11））

項	概 要	国・地 域	輸入基準数量
3	牛肉	発効国全体	601,800 トン
4	豚肉	オーストラリア	785 トン
5	豚肉	カナダ	248,747 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン
13	豚肉	メキシコ	96,457 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	22 トン
15	豚肉調製品	カナダ	41 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質 25%未満）	発効国全体	5,333 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質 25%以上 45%未満）	発効国全体	4,778 トン
26	オレンジ	発効国全体	37,000 トン
27	SPF 製材	カナダ	1,604,500 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	66,100 m ³
29	OSB 等	カナダ	228,500 m ³
31	合板	ベトナム	193,000 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,100 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	61,200 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧ＥＰＡ）

項	概 要	国・地 域	輸入基準数量
37	牛肉	欧州連合	44,278 トン
38	豚肉	欧州連合	374,718 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,947 トン
40	ホエイ（乳たんぱく質 25%未満）	欧州連合	2,456 トン
41	ホエイ（乳たんぱく質 25%以上 45%未満）	欧州連合	2,133 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）

項	概 要	国・地 域	輸入基準数量
44	牛肉	アメリカ合衆国	60,334 トン
45	豚肉	アメリカ合衆国	75,512 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	414 トン
47	ホエイ（乳たんぱく質 25%未満）	アメリカ合衆国	274 トン
48	ホエイ（乳たんぱく質 25%以上 45%未満）	アメリカ合衆国	249 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	26,435 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）別表第 1 に規定する項番号。
- ※「修正対象物品の令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量」（令和元年 5 月 31 日公表）に、上記
4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）を追加。